

有限会社マツヤマ 一般事業主行動計画

若年層の人材確保が困難な今、社員が仕事と子育てを両立させることができ、持っている能力を十分発揮でき、継続勤務できるように雇用環境を整備する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日 ～ 令和12年 6月30日までの約5年3か月間

2. 内 容

目 標 1：毎月第一金曜日を「ノー残業デー」と設定し、周知、実施する。

- ・令和7年4月～「ノー残業デー」実施
社内説明による社員への周知徹底
- ・令和8年4月～ノー残業デー定着

目 標 2：年次有給休暇の取得促進と有給休暇取得率を高める。

- ・令和7年3月18日以降、社内説明による社員への周知徹底
- ・令和7年4月～引き続き年次有給休暇取得率を高めるよう、日々、仕事の計画を立てていく 取組定着を目指す
→令和8年4月以降、社内会議において、状況確認